

## 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業の保育料等のお知らせ

幼稚園・保育所・認定こども園の保育料は、児童の年齢と世帯の市民税課税額により決定されます。  
 保育料の切り替え時期は9月となり、8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市民税課税額で算定されます。  
 ※市民税所得割課税額は住宅借入金等特別税額控除、配当控除などの税額控除を適用する前の税額で算定します。

### ■ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の保育料：無料になります。

階層区分と定義		預かり保育料		
		満3歳児	3歳児以上	備考
第1	生活保護世帯	非課税世帯のみ 上限 16,300円/月額 まで無償	上限 11,300円/月額 まで無償	【保育料】 満3歳～5歳までの保育料が無償化になります。  【預かり保育料】 ・無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」が必要になります。 ・事前申請が必要ですので、各施設へお問い合わせください。
第2	ひとり親世帯等 所得割課税額が0円			
第3	ひとり親世帯等 所得割課税額が77,100円以下			
第4	所得割課税額が211,200円以下			
第5	所得割課税額が211,201円以上			

### ■ 保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業の保育料月額：3歳児クラス以上の保育料は無料になります。

階層区分と定義		3歳未満児		多子世帯の保育料減免	
		標準時間 (11時間)	短時間 (8時間)		
第1	生活保護世帯	0円	0円	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>所得割課税額が 77,101円未満の ひとり親世帯等 第2子以降無料</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>所得割課税額が57,700円未満 の世帯 (ひとり親世帯等の場合は 77,101円未満の世帯) 保護者が監護し、生計同一 の子どもをカウントします。</p> <p>上記以外の世帯 保護者が監護し同一世帯の 教育・保育施設等を利用する 0歳から小学校入学前までの 子どもをカウントします。</p> </div> </div>	
第2	ひとり親世帯等 非課税世帯	0円	0円		
第3	ひとり親世帯等 均等割のみの世帯	6,500円	6,400円		
第4	ひとり親世帯等 所得割課税額が48,600円未満	18,000円	17,700円		
第5	ひとり親世帯等 所得割課税額が72,800円未満	22,000円	21,700円		
第6	77,101円未満のひとり親世帯等 所得割課税額が97,000円未満	26,000円	25,600円		
第7	所得割課税額が133,000円未満	30,000円	29,500円		
第8	所得割課税額が169,000円未満	34,000円	33,500円		
第9	所得割課税額が235,000円未満	37,000円	36,400円		
第10	所得割課税額が301,000円未満	40,000円	39,400円		
第11	所得割課税額が349,000円未満	45,000円	44,300円		
第12	所得割課税額が397,000円未満	50,000円	49,200円		
第13	所得割課税額が397,000円以上	60,000円	59,000円		